

朝霞市介護保険料減免基準

この基準は、朝霞市介護保険条例（以下「条例」という。）第9条に規定する保険料の減免について必要な事項を定めるものとする。

1 災害減免

（1）条例第8条第1号に該当する場合により減免する割合は別表1のとおりとする。ただし、当該第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の前年中の合計所得金額が1000万円を超える場合については、適用しない。

別表1

損 害 の 程 度 合 計 所 得 金 額	住 宅 免 除 割 合	
	・10分の3以上10分の5未満の損害 ・床上浸水 ・家財等の損害	・10分の5以上
500万円以下の者	2分の1	全 額
500万円超750万円以下の者	4分の1	2分の1
750万円超1,000万円以下の者	8分の1	4分の1

（2）条例第8条第1号に該当する場合により減免する期間は、災害月以後12月とする。

（3）条例第8条第1号に規定する世帯の生計を主として維持する者とは、当該世帯において、衣食住を維持していくために必要とする費用を負担する者のうち、前年の合計収入金額が最も多い者とする。

（4）条例第8条第1号に規定するその他これらに類する災害とは、雪害、凍霜害、落雷による火災、噴火、爆発事故、地盤沈下などをいう。

（5）条例第8条第1号に規定する住宅とは、当該第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が現に居住している物件であり、常時居住しない別荘などは含まない。

(6) 条例第8条第1号に規定するその他の財産には、貴金属、書画、骨董品、娯楽品などは含まない。

(7) 条例第8条第1号に規定する著しい損害とは、損害の程度が3割以上のものをいう。

2 収入減少減額

(1) 条例第8条第2号、第3号及び第4号に該当する場合により減額する割合は別表2のとおりとする。ただし、当該第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の前年中の合計所得金額が600万円を超える場合については、適用しない。

別表2

収入減少率(前年比)	減額割合
90%以上	90%
70%以上 90%未満	70%
50%以上 70%未満	50%

(2) 条例第8条第2号、第3号及び第4号に該当する場合により減額する対象は、申請日以降に納期が到来する当該年度の保険料とする。

(3) 条例第8条第2号、第3号及び第4号に規定する第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者とは、当該世帯において、衣食住を維持していくために必要とする費用を負担する者のうち、前年の合計収入金額が最も多い者とする。

(4) 条例第8条第2号、第3号及び第4号に規定する著しく減少したときとは、当該年における総収入の見込額が、前年と比較し5割以上減少した場合をいう。

(5) 条例第8条第2号に規定する長期間入院とは、入院期間が連続して1か月を超える場合とする。ただし、入退院を繰り返す場合や退院後療養を必要とする場合は長期間入院と同等扱いとする。

(6) 条例第8条第3号に規定する失業等には、自己都合による退職又は定年退職のように予め時期が定まっている場合は含まない。

3 生活困窮減額

(1) 条例第8条第5号に規定する前各号に掲げる事実と類する事実があったときとは、ア～オの全てに該当する場合とする。ただし、当該第1号被保険者が生活保護受給者の場合については、適用しない。

ア 当該第1号被保険者が条例第3条第1号、第2号又は第3号に該当する。

イ 当該第1号被保険者の属する世帯の実収入見込月額が、生活保護法に規定する基準生活費の額に満たない。

ウ 当該第1号被保険者が住民税課税者と生計を共にしていない。

エ 当該第1号被保険者が住民税課税者の扶養を受けていない。

オ 当該第1号被保険者又はその属する世帯の世帯員が、居住用の土地、建物以外に生活に活用できる不動産及び基準生活費の1.2倍を超える預貯金を有しない。

(2) 条例第8条第5号に該当する場合により減額する割合は、申請のあった日以降の未到来納期に係る保険料の2分の1とする。